

## 経営会議の内容

件名	(仮称) 大和市工場立地法の緑地面積率等に係る準則を定める条例の制定について
所管部	市民経済部
日時・場所	平成24年 8月24日(金) 16:30~17:00 政策会議室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、産業活性課長
提出理由	第2次一括法の施行により、工場立地法が一部改正されることに伴い、(仮称) 大和市工場立地法の緑地面積率等に係る準則を定める条例を制定する必要性が生じたことから、その内容について了承を得るため
会議経過	<p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の特定工場における緑地面積率は確保されているのか。              (所管部) 昭和49年の工場立地法施行前からある工場は、増改築の際に増改築面積分に相当する緑地を設置する。現状では全体の緑地面積率を確保していない例が多いと考えられるが、改築が全て終了すると緑地面積率も充足する仕組みになっている。</li> <li>・過去、罰則は実施されたのか。              (所管部) 県や経産省の外郭団体に確認したが、罰則の適用事例はないと聞いている。</li> <li>・工場立地法における緑地面積の基準について、敷地面積で区分することは必要なのか。他市の開発条例における緑地面積率も同様に敷地面積で区分しているのか。              (所管部) 本市では、開発条例の規定と整合性を持たせるため敷地面積で区分した。他市の開発条例における緑地面積率も敷地面積で区分している例が多い。</li> <li>・他市は未検討のところもあるが、なぜ、本市は平成25年1月施行とするのか。              (所管部) 開発条例の緑地面積率と整合が図れたこと、また、本市の産業を振興し、工場が本市に留まってもらえるよう、早期に緑地面積率を定めるものである。</li> </ul>
会議結果	案のとおり、進めていく。